

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は変化の早い事業環境にあつて、経営の健全性と迅速な意思決定の両立を実現し、企業価値を継続的に増大させるためには、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要な課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エスアンドピー	19,654,900	30.37
エコ・キャピタル合同会社	18,500,000	28.59
矢吹満	2,668,800	4.12
日本証券金融株式会社	1,378,400	2.13
西谷茂樹	573,300	0.89
前田司	500,000	0.77
楽天証券株式会社	428,800	0.66
株式会社コムシス	336,000	0.52
稲垣隆秀	331,200	0.51
巻幡俊	250,800	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 なし

補足説明 更新

所有株式数及び割合は、直前の基準日である平成27年8月31日に基づく状況を記載しております。
当社は自己株式を8,800,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
所有株式の割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部

決算期 8 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 更新 社外取締役

取締役の人数 更新 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
名越陽子	弁護士											
松山昌司	公認会計士											
近藤恵理子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名越陽子	○	中京市民法律事務所に在籍する弁護士である。	弁護士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役求められる豊富な経験と高い見識を有し、内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました。
松山昌司	○	松山公認会計士事務所に在籍する公認会計士である。	公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の第三者委員会委員、また経営改革委員会委員長として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました。

近藤恵理子	○	株式会社グロープリックの代表取締役社長である。	ました。 企業経営者としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました
-------	---	-------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数 更新	4 名
監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新	

監査役は監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画などに従い監査業務を行っております。

監査役は内部監査室、経営管理本部等、内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施するなどして内部統制の実施状況を把握しております。

監査役は監査の他に、合法性と合理性の観点から、内部監査を実施する組織として内部監査室を設置しており、業務の効率性改善や不正取引の発生防止等を目的に内部監査を計画的に実施しております。

監査役は、監査計画策定時、四半期レビュー時、期末監査時に会計監査人と会合をもうけ、契約書、報告書の説明を聴取し、受領するとともに意見交換を行っております。

また、会計監査人監査への監査役立会を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3 名
会社との関係(1) 更新	

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本間周平	公認会計士													
松本卓也	弁護士													
西澤拓哉	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本間周平	○	プラス会計士事務所に在籍する公認会計士である。	公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。
松本卓也	○	阿部・井窪・片山法律事務所に在籍する弁護士である。	弁護士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。
西澤拓哉	○	西澤公認会計士事務所に在籍する公認会計士である。	公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また仮監査役（一時監査役職務代行者）として当社の監査業務に精通しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件（当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等、当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者等、当社からの役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主、及び前述の近親者並びに当社又は子会社の業務執行者等の近親者に該当しない）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社子会社の常勤取締役に対して、平成25年8月期決算において黒字決算を達成したことに対し、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めるとともに株価向上を意識した企業経営に取り組むことを目的としてストックオプション制度を導入していましたが、今後より確実あるいは効果的な調達方法を検討するために、当社における資金調達交渉からの検討条件として、現時点において本新株予約権の取得及び消却が必要であるとの条件提示を踏まえ、平成26年10月16日に本新株予約権を有償にて取得し消却することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役に区分し、支給人数及び支給総額を開示しております。役員ごとの報酬については、1億円以上の役員がいないため省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役並びに社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、経営管理本部が社外取締役並びに社外監査役を補佐しており、取締役会、監査役会の担当を明確にし、必要な資料、情報の提供及びヒアリング等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、原則、月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会があり、その場で迅速な意思決定を行っております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、当社及び子会社の業務執行の監督等を行っております。

また、取締役会においては、監査役が出席し必要に応じて質疑を行い、又は意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は変化の早い事業環境にあって、経営の健全性と迅速な意思決定の両立を実現し、企業価値を継続的に増大させるためには、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要な課題であると考えております。

(2)企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。

取締役会は提出日現在、社外取締役3名を含む取締役5名から構成されており、監査役会につきましては、社外監査役3名を含む監査役4名により取締役の業務遂行を監督しております。

当社は透明性の高い経営や、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持するため、監査役には毎月開催の取締役会のほか、臨時に開催する取締役会においても参加を要請しており、十分な議論の上、迅速な意思決定ができる体制の確立を図っております。

一方コンプライアンスに関しましては、顧問弁護士、監査法人等の社外専門家と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構築しております。

以上の施策とあわせ、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能を強化することによって、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化等が図れるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

他社による決算繁忙月を回避し、事業年度末を8月、定時株主総会の開催を11月としております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

アナリスト、機関投資家向けに半期毎に説明会を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信、開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料について掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR活動は経営管理本部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

あらゆるステークホルダーに対して公平かつ公正な情報を提供すべく、適時適切に情報を公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務運営を適正に且つ効率的に行うことを確保するために、以下の体制によって適切な組織の構築、規程・規則等の制定・改廃ならびに情報の伝達および監査を実施していくことを定めるものです。

なお、本方針は法令の改正並びに社会情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行い、改善を図り、適法且つ効率的な企業体制を構築することを目的とします。

1. 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令順守を社内周知徹底する。

(2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。

(3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。

(4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

(5) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。

(6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

2. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存および管理する。

(2) 当社並びに子会社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理本部が行うものとする。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。

(2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(3) 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

(2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。

また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。

(3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。

(4) 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査役及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査役は監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 当該使用人はその指示に関して監査役の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査役会の同意を必要とする。

7. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに子会社は、監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当ってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。

(2) 監査役は、内部監査室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

(2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

(3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

(4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

＜内部統制システムの整備状況＞

当社グループは、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の効率化、企業集団の業務の適正を確保する体制、監査役監査体制等の整備に努めております。

また、順次、整備状況を検討し、改善することにより、実効性を担保しております。

リスク管理体制の整備状況については、事業活動において生じる重要なリスクについて、経営管理統括本部においてリスクを分析・検討し、必要に応じて外部専門家に意見を求め、取締役会において決定しております。

情報管理体制に対しては、情報セキュリティマネジメントシステムを推進し、その枠組みを積極的に活用し、情報管理体制の一層の改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。

また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。